

## 占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の 事務について

### 1 道路法の改正

占用料の多寡により占用者を選定する入札制度を導入する道路法の改正が行われ（平成26年6月4日公布）、本年4月1日に施行されました。

### 2 占用入札制度の目的

占用者の競争が見込まれる場合における、占用者の選定にあたっての手続きの公平性、透明性を確保し、道路の維持管理財源の確保につながる占用料収入の増加を図る。

### 3 占用入札を適用する道路

道路法が適用されるすべての道路

（高架下、法面、高速道路又は自動車専用道路の連結路附属地 等）

### 4 占用入札を適用する物件（入札対象施設等）

収益性を有し占用者の競争が見込まれる、次に掲げる施設等

- ・太陽光発電設備、風力発電設備
- ・食事施設（例：オープンカフェ）、購買施設（例：駅売店）
- ・トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場
- ・その他、道路管理者が占用入札に付することが適切であると認める施設

### 5 落札者の決定（道路法第39条の4第4項）

- ・占用料の額の最低額以上であり、かつ、最高額を申し出た者を落札者とする。
- ・占用料の額に加えてその他の条件を評価の対象とする総合評価方式により落札者を決定することも可能。

### 6 条例の改正

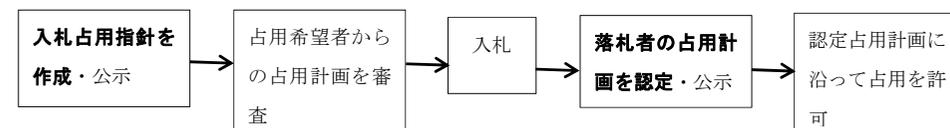
占用入札を適用するには、入札最低価格に相当する「占用料の額の最低額」に関する規定を設ける、横浜市道路占用料条例の改正が必要。

### 7 占用入札制度を導入した際に「高架下等利用計画検討会」でお願いしたい事務

これまでに高架下等の利用に関してご意見をいただいていた利用計画の策定及び利用者の選定と同様、占用入札を適用する場合の計画（占用入札指針）の策定についての審議及び落札者の決定についての審査をお願いいたします。

※ 落札者の決定についての審査は、総合評価方式による場合に限ります。

### 8 手続きの流れ



※ 「入札占用指針」

道路管理者は、占用入札を実施しようとする場合には、入札占用指針を策定し占有希望者を募集する。（道路法第39条の2第1項）

入札占用指針には次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 入札対象施設等の種類
- ② 道路の占有の場所
- ③ 道路の占有の開始の時期
- ④ 道路の機能又は交通環境の維持を図るための清掃その他の措置
- ⑤ 認定の有効期間
- ⑥ 占用料の額の最低額
- ⑦ 入札の実施に関する事項その他必要な事項

## 関係規程

### <道路法>

(占用入札)

#### 第39条の4 第1項～3項 (略)

- 4 道路管理者は前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額(入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。)をもって申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもって申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。
- 5 (略)

### <道路法施行令>

(総合評価占用入札の手続)

- 第19条の3の3 道路管理者は、法第39条の4第4項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札(以下この項において「総合評価占用入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利なものを決定するための基準(以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。)を、法第39条の2第2項第7号の入札の実施に関する事項として入札占用指針において定めなければならない。
- 2 道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### <道路法施行規則>

- 第4条の5の4 道路管理者は、令第19条の3の3第2項及び第3項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。